

# 獨協医科大学図書館 PC ルーム利用細則

(平成 23 年 4 月 1 日制定)

(目的)

第 1 条 PC ルームは、文献検索・レポート作成および各種講習会・授業の利用を目的とする。

(資格)

第 2 条 開放時の使用資格は、本学の学生、教職員、大学院生に限る。ただし各種講習会・授業として使用する場合は、本学の教職員、大学院生に限る。

(運用)

第 3 条 文献検索・レポート作成用 PC として PC ルームを開放する場合の運用は次のとおりとする。

(1) 使用可能時間は、PC ルーム開放から閉館 15 分前までとする。

(2) 申込は不要とする。

(3) 座席の予約は認めない。

(4) 荷物放置による座席の占有は認めない。

第 4 条 各種講習会・授業としてとして PC ルームを使用する場合の運用は次のとおりとする。

(1) 使用可能時間は開館から閉館 15 分前までとする。

(2) 申込は所定の用紙に記入しておこない、前日までに申込書をカウンターへ提出するものとし、申込順位に従って予約を受付する。

(3) 室内の備品、AV 機器等は使用后必ず現状に復帰しなければならない。

(4) 外出時は鍵をカウンターに預けなければならない。

(5) 使用終了後は施錠し鍵とチェックシートをカウンターに提出する。備品の貸出を受けていた場合はカウンターに返却する。

(使用上の注意)

第 5 条 使用上の注意は次のとおりとする。

(1) PC への個人データの保存は認めない。データの保存は USB メモリー等を使用するものとする。

(2) PC へのプログラム等の無断インストールは認めない。

(3) 室内の備品は無断で動かしてはならない。

(4) 明らかに使用者によって室内の備品等が破損したと認められる場合、使用者は弁償の責を負う。

(5) 室内で飲食をしてはならない。

(6) 室内で喫煙をしてはならない。

(7) 室内で大声をあげてはならない

(8) 室内に私物及び図書館資料を放置してはならない。

(使用の停止)

第 6 条 この細則に違背した場合は、以後の使用を禁止することがある。

(細則の改廃)

第 7 条 この細則の改廃は、獨協医科大学図書館委員会の議を経るものとする。

附 則 (平成22年 規程第 号)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。